

# 『企業リスク』としての 労働問題 実務講座

ハラスメントの裁判例、内部通報制度の運用見直し、  
定年後再雇用における労働条件設定の見直しを含めて

◆開催要領◆

●日 時● 2016年 11月 14日(月) 13:00~17:00

●会 場● 「企業研究会セミナールーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

講師

亀山総合法律事務所 弁護士 亀山 晴信 氏

【略歴】静岡大学人文学部卒業。1992年4月弁護士登録(第一東京弁護士会所属)。岡村勲法律事務所(現岡村総合法律事務所)を経て、1997年4月に亀山晴信法律事務所(現亀山総合法律事務所)開設。現在、弁護士業務の他に経営法曹会議会員、上場企業社外取締役及び社外監査役、公益団体役員、東京簡易裁判所調停委員等にも従事。企業に関わる法律問題(株主総会対応、会社法、労働、不動産、金融、知的財産権、金融商品取引等)を中心に手がけ、様々な業種の企業の法律顧問を担当。長年にわたる豊富な実務経験に基づいた具体的かつわかりやすい指導には定評がある。

◆ご参加頂きたい方◆

人事労務部門・総務部門・法務部門等に所属され、労働問題の実務について学びたい方

● 受講料 ● 1名(税込、資料代含む)

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

正会員	32,400円(本体価格30,000円)
一般	35,640円(本体価格33,000円)

申込書 FAX: 03-5215-0951

161526-0503	2016.11.14 労働問題 実務講座		
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。  
以下の当会ホームページからもお申し込みいただけます。

後日(開催1週間~10日前までに)、受講票・請求書をお送りします。

\* よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認いただけます。〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕

\* お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

\* 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、ご了承ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

担当) 鈴木 E-mail: a-suzuki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3550 FAX: 03-5215-0951

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

※申込書をご送付いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

# 『企業リスク』としての労働問題 実務講座

ハラスメントの裁判例、内部通報制度の運用見直し、  
定年後再雇用における労働条件設定の見直しを含めて

月日	時間	プログラム
11月14日	13:00 途中 休憩 あり	<p><b>第1 個別労働紛争とその争われ方</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 身近な具体例(解雇無効, 時間外賃金請求, 退職金, パワハラ・セクハラ等)</li><li>2. 争われ方</li><li>3. 紛争化した場合の防御コスト(ビジネスをめぐる法的紛争との違い)</li></ol> <p><b>第2 パワーハラスメント及びセクシャルハラスメント問題の広がり</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 被害拡大のおそれ (1) うつ病の発症, 悪化→自殺 (2) 労災認定へ</li><li>2. 内部統制システムの構築と取締役の責任</li><li>3. 時間外手当請求を内容とする労働審判事件での申立人の主張及びそれへの対応</li></ol> <p><b>第3 パワーハラスメントについて</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. パワーハラスメントとは</li><li>2. 加害者の責任</li><li>3. 会社の責任</li><li>4. 裁判例の紹介</li></ol> <p><b>第4 セクシャルハラスメントについて</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. セクシャルハラスメントとは</li><li>2. 加害者の責任</li><li>3. 会社の責任</li><li>4. 「被害者が誘いを受け入れているように見える場合や, 被害行為後に被害者が加害者に対して親しく接しているように見える場合」には, セクシャルハラスメントにはならないか?</li></ol> <p><b>第5 内部通報制度の形骸化に関する 運用見直しについて</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 内部通報制度の形骸化―“通報件数ゼロ”状態をどう認識するのか</li><li>2. 内部通報制度の運用見直しの視点</li></ol> <p><b>第6 定年後再雇用における労働条件設定の見直しは必要か</b></p> <p>「同一労働同一賃金」問題から考察する「長澤運輸事件・地裁判決」と企業側の対策について</p>
	17:00	<p>講 師</p> <p>亀山総合法律事務所 弁護士 亀山 晴信 氏</p>